

グループホーム花しょうぶ苑

(指定共用型認知症対応型通所介護及び指定共用型介護予防認知症
対応型通所介護)

重要事項説明書



グループホーム花しょうぶ苑

共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕 重要事項説明書

年 月 日現在

1. ＜運営の方針＞

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目標とした運営を目指します。

2. ＜事業主体概要＞

事業主体名称	有限会社花しょうぶ苑
代表者名	坂口博文
所在地	亀山市本町一丁目2番12号
連絡先	電話 0595－84－2215
事業所番号	2470400132

2. ＜施設概要＞

施設名	グループホーム 花しょうぶ苑
施設種別	（指定共用型認知症対応型通所介護及び指定共用型介護予防認知症対応型通所介護）
開設年月日	令和7年7月1日
施設長名	坂口博文
所在地	亀山市本町一丁目2番12号
連絡先	電話 0595－84－2215
交通の便	JR 亀山駅より徒歩20分・三重交通「本町停留所」より徒歩5分
敷地形態	自己所有
建物形態	自己所有
居室形態	グループホーム 全室個室定員9名
共用施設概要	リビングダイニング・厨房・浴室・脱衣所・トイレ・洗面所 当直室・管理事務室
緊急連絡	自動警報装置・消火器

3. <サービスの内容>

日常生活上の援助	日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います ・排泄の介助 ・移動の介助 ・養護(休養) ・その他必要な身体介護
健康状態の確認	・健康チェック(血圧・体温測定) ・健康状態の把握
機能訓練	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。
送迎	障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については、専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への昇降 及び移動の介助を行います。
入浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。 ・衣類の着脱 ・身体清拭、洗髪、洗身 ・その他必要な介助
食事	利用者に合った食事を提供します。 ・準備、後始末の介助 ・食事摂取の介助 ・その他必要な介助
相談・助言	利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。 ・日常生活動作に関する訓練の相談、助言 ・福祉用具の利用法の相談、助言 ・住宅改修に関する情報相談、助言

4. <定員及び営業日・営業時間>

定員	3名
営業日	日曜日から土曜日(ただし、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 延長サービス可能時間 午前 7 時 00 分から午前 9 時 30 分 午後 4 時 30 分から午後 7 時 00 分

5. <事業所の職員体制(グループホームと兼務)>

職種	業務内容	人数
管理者	業務の一元的な管理	1 名(兼務)
介護職員	介護業務	3 名以上(兼務)

6. <利用料金及びお支払い方法>

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該認知症対応型通所介護（介護予防）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

事業所番号:2470400132

基本サービス費1割負担（2割は下記金額の2倍、3割は下記金額の3倍になります）

（1単位＝10.33）

要介護度	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要支援1	248 単位	260 単位	413 単位	424 単位	484 単位	500 単位
要支援2	262 単位	274 単位	436 単位	447 単位	513 単位	529 単位
要介護1	267 単位	279 単位	445 単位	457 単位	523 単位	540 単位
要介護2	277 単位	290 単位	460 単位	472 単位	542 単位	559 単位
要介護3	286 単位	299 単位	477 単位	489 単位	560 単位	578 単位
要介護4	295 単位	309 単位	493 単位	506 単位	578 単位	597 単位
要介護5	305 単位	319 単位	510 単位	522 単位	598 単位	618 単位

加算関係

延長加算(9 時間以上 10 時間未満)	50 単位/日
延長加算(10 時間以上 11 時間未満)	100 単位/日
延長加算(11 時間以上 12 時間未満)	150 単位/日
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位/日
送迎減算(片道)	-47 単位/回(送迎不可の場合)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	基本サービス費＋加算に対して 23.6%
科学的介護推進体制加算	40 単位/月

※サービス提供体制強化加算Ⅰ

①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上

②勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上（①、②に該当もしくはいずれかに該当）

入居利用者様への介護サービスをより手厚くさせていただく加算です。

※科学的介護推進体制加算

利用者の状態やケア内容等のデータを厚生労働省へ提出し、フィードバックを活用することで、より質の高いサービス提供を行うことを目的とした加算です。

食費・滞在費

	朝食	昼食	夕食
食事の提供に要する費用	450 円/日	650 円/日 (おやつ代含む)	600 円/日

□お支払い方法

請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月 10 日までに利用者宛にお届けします。

お支払い方法：銀行振り込み(口座)三十三銀行 亀山中央支店 普通 0987595

施設の窓口で現金にてお支払/郵便局からの自動引落をご利用になれます。

7. <サービス利用にあたっての留意事項>

(1)利用の中止又は変更の連絡は、利用予定日の前日までに電話等にて申し出てください。

(2)利用日にお持ちいただくもの

- ①介護保険被保険者証・介護保険負担割合証(初回、及び変更・更新時)
- ②食事(前後)のお薬(飲み薬、目薬、塗り薬等)及び処置等に必要な医療材料
- ③上履き及び着替え(下着・靴下等)
- ④ご自分の洗体用のタオル※入浴を利用する方のみ
- ⑤必要な介護用品(紙おむつ、尿パット、杖、車椅子など)
- ⑥着替え等を入れるビニール袋等

※ 個人の持ち物(着替え等)には、全てお名前を記入して下さい。

(3)施設・設備の使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③けんか、口論、泥酔、暴力行為等で他人に迷惑をかけることはご遠慮下さい。
- ④当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。

8. <サービス提供における事業者の義務>

当事業所では、ご利用者に対するサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合には、ご契約者やその家族に対し、できる限り説明し、身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及び従業者は、サービス提供にあたって知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

9. ＜サービス利用をやめる場合(契約終了について)＞

契約の有効期間は、契約締結日から利用者の要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」といいます。)の有効期間の満了の日までとします。なお、上記期間を過ぎた後、契約者(利用者及びその家族)と事業者双方より解約の申し出がない場合は自動的に更新するものとします。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡された場合
- ②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい)

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解除することができます。

その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が、故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者が、ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者、もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. <緊急時の対応>

サービスの提供中に容態の変化等あった場合は事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、家族、居宅支援事業所等へ連絡をします。

11. <医療関係>

協力医療機関の概要

嘱託医 おさき内科クリニック 鈴鹿市岡田3丁目 20-28

12. <非常災害対策>

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

(1)防火管理者は介護担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てる。

(2)火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

(3)非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。

(4)非常災害設備には常に有効に保持するよう務める。

(5)防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

・防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年1回以上

・利用者を含めた総合訓練 年1回以上

・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時

(6)その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

13. <苦情等への対応>

事業所は、施設サービスに関するご利用者又はそのご家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情を受け付けた場合には、速やかに事実関係を調査し、対応の結果についてご利用者又はそのご家族等に報告するとともに、その内容等を記録します。

受付は、口頭又は文書で時間を問わず受けます。受付後は責任者が早急に対応します。

①事業所苦情担当 坂口 照和(副施設長)

山口 みさき(管理者) 電話 (0595)84-2215

②行政機関その他苦情受付機関

亀山市保健福祉部高齢障害支援室 (0595)84-3313

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課 (059)369-3201

三重県国民健康保険団体連合会 代表 (059)213-6500

苦情専用 (059)213-4165

14. ＜カスタマーハラスメントへの対応＞

当事業所は、利用者及びご家族等からのご意見、要望、苦情等を真摯に受け止め、適切に対応します。

職員に対する暴力、脅迫、威嚇、暴言、人格を否定する言動、過度な要求、長時間又は繰り返しの要求その他社会通念上相当な範囲を超える行為により、職員の安全や就業環境が損なわれる場合には、法人のカスタマーハラスメント対策基本方針に基づき、職員の安全を確保するとともに、組織として必要な対応を行います。

なお、利用者の心身の状態、疾病、障害、認知症等が背景にある場合には、その状況にも配慮し、必要に応じてご家族や関係機関等と連携して対応します。

15. ＜事故発生時の対応、損害賠償について＞

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

16. ＜衛生管理等＞

事業所は、ご利用者の保健衛生の維持向上並びに施設における感染症及び食中毒の発生又は蔓延の防止を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ①感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催します。
- ②感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ③介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を実施します。

17. ＜秘密の保持＞

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族等の秘密を第三者に漏らしません。このことは、退職者についても同様とします。

事業所は、居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりご利用者又はそのご家族等の同意を得るものとします。

18. ＜身体拘束の制限＞

従業者は、サービスの提供にあたっては、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業所は、身体的拘束等を行う場合には、委員会等において検討し、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

19. ＜虐待防止に関する事項＞

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

②ご利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

③その他虐待防止のために必要な措置

また、事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

20. <業務継続計画の策定等>

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。そして、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

年 月 日

説明者名

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認しました。

(利用者)

住 所

氏 名

(利用者代理人)

住 所

氏 名

(身元引受人)

住 所

氏 名